平成２８年（フ）第２０９号
福岡市城南区別府４丁目15番１―213号
債務者　瓦林　恵美
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　訓弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５８号
福岡市早良区有田２丁目17番30―2202号
債務者　坂口　礼子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増永　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３１６号
福岡市東区八田２丁目21番25号
債務者　中村　太郎
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　是枝　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７８８号
福岡県筑紫野市紫１丁目13番１―805号
債務者　野又　雄二
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２００号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西１丁目19番13号
債務者　内田　正一
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４号
山形市円応寺町21番26―104号　県営アパート２
債務者　遠藤　勝男
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
山形市南一番町６番11号
債務者　齋藤　正人
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４号
山形市緑町３丁目８番７号　かおり荘　103号
債務者　井上　航平
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５号
名古屋市千種区穂波町１丁目24番地　2000ＨＯＵＳＥ　２Ａ号、従前の住所名古屋市千種区末盛通３丁目15番地の１　ＢＯＸ　ＨＯＵＳＥ　５Ｂ号
債務者　水野　　清
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３号
北海道北見市幸町６丁目３番20号　レジデンス幸207号
債務者　藏重眞理子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第８１号
山形市下条町２丁目18番44号
破産者　株式会社カー・サポートＡＹ
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７１７号
愛知県一宮市奥町字郷中江東39番地
破産者　株式会社岩島
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８４号
兵庫県姫路市大津区真砂町25番地
破産者　株式会社福原組
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６３９号
熊本県上益城郡山都町下馬尾396番地
破産者　有限会社山都プランニング
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
北海道岩見沢市東町二条６丁目1060番地２
破産者　有限会社花光自工
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１７６号
青森県上北郡七戸町字橋ノ上143番地の３
破産者　株式会社向中野組
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
三重県鈴鹿市国府町7755番地　㈱日本陸送寮403号、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市国府町石丸7755　株式会社日本陸送内403号
破産者　松岡　國正
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６８４号
熊本市北区北迫町33番地
破産者　有限会社いでの
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係